

医科診療行為マスターにおける「項番 5 6 : 外来管理加算区分」
の設定値の見直しについて

このことについては、設定内容を明確にするため、レセプト電算処理システムマスターファイル仕様説明書の内容と医科診療行為マスターの設定値を変更しましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、今回の見直しは、「項番 5 6 : 外来管理加算区分」の設定を整理したものであり、外来管理加算の算定要件を変更したものではありません。

記

1 レセプト電算処理システムマスターファイル仕様説明書の変更

項番	項目名	内容	
		変更前	変更後
5 6	外来管理加算区分	当該診療行為が外来管理加算を算定できないものであるか否かを表す。 0 : 1、2 以外の診療行為 1 : 算定した場合に外来管理加算が算定できない診療行為 2 : 外来管理加算自体	当該診療行為が外来管理加算を算定できないものであるか否かを表す。 <基本項目、合成項目、準用項目> 0 : 1、2 以外の診療行為 1 : 算定した場合に外来管理加算が算定できない診療行為 2 : 外来管理加算自体 <加算項目、通則加算項目> 「0」を設定 基本項目、合成項目等については、「項番 6 8 : 告示等識別区分 (1)」を参照

2 医科診療行為マスターにおける外来管理加算区分の設定

医科点数表 A 0 0 1 再診料 注 8 に該当する診療行為コードに対して、告示等識別区分（ 1 ）に基づき、以下のように設定します。

告示等識別区分（ 1 ）	外来管理加算区分
1：基本項目（告示）	設定「 1 」
3：合成項目	
5：準用項目（通知）	
7：加算項目	設定「 0 」
9：通則加算項目	

< 参考 > 外来管理加算の算定要件

医科点数表 A 0 0 1 再診料 注 8

入院中の患者以外の患者に対して、慢性疼痛疾患管理並びに別に厚生労働大臣が定める検査並びに第 7 部リハビリテーション、第 8 部精神科専門療法、第 9 部処置、第 10 部手術、第 11 部麻酔及び第 12 部放射線治療を行わないものとして別に厚生労働大臣が定める計画的な医学管理を行った場合は、外来管理加算として、52 点を所定点数に加算する。

留意事項通知 A 0 0 1 再診料 （ 6 ）キ

「注 8」の厚生労働大臣が別に定める検査とは、第 2 章第 3 部第 3 節生体検査料のうち、次の各区分に掲げるものをいう。

超音波検査等、脳波検査等、神経・筋検査、耳鼻咽喉科学的検査、眼科学的検査、負荷試験等、ラジオアイソトープを用いた諸検査、内視鏡検査